

保護者各位
(家庭数配布)

大田区立中富小学校
校長 森 伸一

重要 自然災害（大規模地震と台風）発生時の対応に関する基本方針について

本校では、大田区教育委員会において策定された「自然災害への初期対応に関する大田区立学校のガイドライン」に沿い、大規模地震や台風などの自然災害が発生した際の児童の登下校等について、下記の基本方針に基づいて対応いたします。この度、ガイドラインに追記がありましたので、改めてご確認ください。児童の安全のために、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

自然災害発生時の対応に関する基本方針

1 大規模地震が発生したとき

児童が**在学中に大田区内で震度5弱以上の地震**（以下、「大規模地震」と記述）が発生した場合、児童を**学校に留め置き**、保護者又は事前に登録してある**引き取り人への引き渡し**を行う。

授業日の午前中に大規模地震が発生した場合であっても、給食室に被害がなく、食材があり、ガスや電気の遮断がなく、給食調理員がいれば、給食を提供した後、保護者による引き取り下校を実施することを原則とする。

なお、震度4以下の地震であっても、被災状況等に応じて、児童の学校への留め置き及び保護者への引き渡しを行うことがある。

2 暴風警報・レベル3以上の大雨警報・気象防災速報（線状降水帯発生、記録的短時間大雨）、大田区が発令する緊急安全確保・避難指示・高齢者避難（※以下暴風警報等とする）への対応

(1) 登校時

午前6時に大田区へ暴風警報又は特別警報が発令されている場合は自宅に待機し、**午前7時に大田区へ暴風警報等が発令されている場合は、臨時休校**とする。

また、警報等が発令されていなくても、保護者が登校は危険であると判断した場合は、自宅待機とすることができる。その場合は「欠席」「遅刻」扱いとはせず、終日登校しない場合は「出席停止」の扱いとするが、安全確認のため必ず保護者が登校時刻までに学校に連絡する必要がある。

(2) 下校時

下校時に大田区へ暴風警報等が発令されている場合は、児童を学校に留め置き、解除後に方面別の集団下校を実施する。ただし、**解除が午後6時以降になった場合は、児童を引き続き学校に留め置き**、保護者又は事前に登録してある**引き取り人への引き渡し**を行う。

※ **ただし、台風等による自然災害の状況に応じて、(1)(2)以外の対応が必要な場合は、教育委員会事務局より別途指示があります。**

3 鉄道の計画運休に伴う臨時休業等の対応（令和2年6月追記）

午前0時までに、蒲田駅・大森駅を含むJR京浜東北線の計画運休が、翌日の始発から午後2時までの間に開始されることが発表された場合は**臨時休校**とする。尚、当日、途中で計画運休が解除されても臨時休校の対応は変更しない。

※ **ただし、鉄道の計画運休の状況に応じて、上記以外の対応が必要な場合は、教育委員会事務局より別途指示があります。**

【お願い】

「**学校緊急連絡システム**」や「**区民安全・安心メールサービス**」への登録をお願いいたします。

自然災害発生時に上記のような対応が必要な場合、できる限り教育委員会や学校から保護者へ「**学校緊急連絡システム**」によるメール配信等でお知らせする予定です。また、「**区民安全・安心メールサービス**」への登録により、大田区に特化した情報（防犯（不審者等）、防災、気象、地震、水防、防災無線）について、区からのEメールを直接、携帯電話やパソコンから受け取ることができます。

尚、災害時、システムの運用が困難になる場合も考えられます。児童の安全を最優先し、**連絡の有無にかかわらず**、上記の基本方針をご理解の上、各家庭においてご判断くださいますようお願いいたします。